

君津市オープンデータ利用規約

君津市オープンデータ利用規約（以下「本規約」という。）は、君津市オープンデータ専用ページ（以下「本ページ」という。）で公開している情報（以下「対象データ」という。）の利用に際して適用される規約です。

1 対象データの利用について

対象データは、どなたでも本規約に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。また、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権の対象ではありませんので、本規約の適用はなく、自由に利用できます。

対象データの利用をもって、本規約に同意したものとみなします。

2 出典の記載について

(1) 対象データを利用する際は、出典を記載してください。出典の記載方法は次のとおりです。

(出典記載例)

出典：君津市公式ホームページ（当該ページのURL）

出典：「〇〇動向調査」（君津市）（当該ページのURL）（〇年〇月〇日に利用） など

(2) 対象データを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。

なお、編集・加工した情報を、あたかも本市が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

(対象データを編集・加工等して利用する場合の記載例)

「〇〇動向調査」（君津市）（当該ページのURL）を加工して作成

「〇〇動向調査」（君津市）（当該ページのURL）を基に〇〇株式会社作成 など

3 第三者の権利の確認について

- (1) 対象データの中には、第三者（本市以外の者をいう。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有している対象データや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有している対象データについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。
- (2) 対象データのうち、第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は、利用者の責任において確認してください。
- (3) 第三者が著作権等を有している対象データであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

4 準拠法と合意管轄について

- (1) 本規約は、日本法に基づいて解釈されます。
- (2) 本規約による対象データの利用及び本規約に関する紛争については、日本国千葉地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

5 免責について

- (1) 本ページの対象データは、正確性を維持するよう努めておりますが、いかなる保障を行うものでもありません。
- (2) 本市は、利用者が対象データを用いて行う一切の行為（利用者が対象データを編集・加工等した情報により、第三者が被害を被った場合を含む。）について、何ら責任を負うものではありません。
- (3) 対象データは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

6 禁止事項について

対象データの利用に関して、次の行為を行うことを禁止します。利用者の本規約違反により本市に損害が生じた場合、利用者はその損害を賠償する義務があります。

- (1) 本市又は第三者に損害を与える行為又は損害を与える恐れのある行為
- (2) 本市又は第三者の名誉を毀損する行為又は名誉を毀損する恐れのある行為
- (3) 本ページの運営を妨害する行為
- (4) 本ページの対象データを有害なプログラムに利用する行為
- (5) その他、法令に違反する行為又はその恐れのある行為

7 本規約違反等への対応について

- (1) 利用者の本規約違反又は利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた苦情や請求への対応に関連して、本市に費用が発生（賠償金の支払を含む。）した場合には、利用者が当該費用を弁償するものとします。
- (2) 利用者の本規約違反又は利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた苦情や請求への対応については、利用者自身の責任と利用者の費用負担で解決するものとし、本市は一切の責任を負いません。

8 利用規約違反の発見について

本規約に違反するような行為等を発見した場合には、君津市総務部DX推進課までご連絡ください。

9 その他

- (1) 本規約は、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。
- (2) 本規約は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス*¹の表示 4.0 国際（<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja> に規定される著作権利用許諾条件。以下「CC BY*²」という。）と互換性があり、本規約が適用される対象データは、CC BYに従うことでも利用

することができます。

(3) 本ページ利用上の手続及び問い合わせは、日本語で行うこととします。

附則

この規約は、令和3年3月9日から施行します。

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行します。

*1 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

インターネット時代のための新しい著作権ルールで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツールの一つ。

*2 CC BY

原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いCCライセンス。